

## ○国家公安委員会批示第十回印

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第七条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定を取り消すので、同法第七条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

国家公安委員会委員長 坂井 学

1

氏名 ヤーシーン・シェクーリ (YASSINE CHEKKOURI (original script: (راسين شكرى:

指定をした年月日 令和6年10月3日

指定番号 D I -30

指定の取消しの根拠となる条項 第七条第一項第二号

その他参考となるべき事項 取消し前の指定の有効期間が満了する年月日：令和9年10月2日